

国立大学法人島根大学学長選考会議（第2回）〈議事要録〉

日 時 平成29年6月23日（金）16:00～17:07
場 所 本部棟3階 特別会議室
出席者 有川委員，泉委員，有澤委員，近藤委員，大矢委員
田坂委員（法文学部長），小川委員（教育学部長），山口委員（医学部長），
村瀬委員（人間科学部長），井藤委員（生物資源科学部長），
廣光委員（総合理工学研究科長）
欠席者 大谷委員
〔陪席者：千家監事，総務部長，総務課長，総務・秘書グループリーダー〕

議 題

1. 前回の学長選考時に示された検討事項

前回の学長選考時に示された検討事項に対する対応案について検討され，以下のとおり決定された。

- ・ 推薦人名簿の公表については，学長候補者の選考に影響を与える恐れがあることから従来どおり公表しないこととした。
- ・ 意向調査管理委員会の医学部委員の増員については，意向調査の場所が出雲地区となることから，増員を認めることとした。
- ・ 退職教員が特任教員となった場合であっても意向投票対象者とはしないこととした。
- ・ 立会演説会の映像をWeb配信する要望については，松江地区及び出雲地区の両地区で実施することとした。

2. 島根大学学長選考等に関する意向調査細則について

事務局から細則案について説明があり，議題1において決定された医学部の教員代表について以下のとおり増員する案が提案された。

（第3条2項）

- 2 管理委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - 一 各学部（医学部及び総合理工学部を除く。）教員代表 各2名
 - 二 医学部教員代表 4名
 - 三 総合理工学研究科教員代表 2名
 - 四 機構に置くセンター等の教員代表 1名

加えて，第2条第1項本文及び第2項本文を次の表現に修正し議決された。

第2条 ~~意向調査の資格を有する者~~（以下「意向調査の対象者」という。）意向調査対象者は，意向調査の公示の日における本学の次の表に掲げる者とする。ただし，意向調査当日までにその職を去った場合（本学において発令通知を受けたとき，又は本学において発令したときをいう。）は，意向調査対象者の資格を失うとしない。

- 2 意向調査の公示の日及びその翌日から意向調査の当日までにおいて，次の各号の一に該

当する場合は、意向調査の資格を対象者としないものとする。ただし、第1号に規定する者が、意向調査の当日の前日までに帰国したときは、この限りではない。

3. 学長選考の審議スケジュールについて

平成29年度の学長選考の詳細な日程案について事務局から説明があり、次回確定することとされた。

選考日程のうち学長選考後の記者会見については、選考結果の記者会見とは別に新学長の記者会見を設定する点について確認され、修正することとなった。

4. 島根大学学長選考基準について

前回の学長選考基準を基に作成された島根大学学長選考基準の原案について事務局から説明があり、次回確定することとされた。

学校教育法及び国立大学法人法改正によるガバナンス改革を踏まえたうえで、選考あるいは解任の際に基準となりうるような具体的なものが必要との意見から事務局において修正案を作成し、各委員から意見を集約することになった。